



平成29年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社スクロール
代表者名 代表取締役会長 堀田 守
(コード：8005、東証第1部)
問合せ先 経営統括部長 杉本 泰宣
(TEL 053-464-1114)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成26年(2014年)5月30日開催の当社第73期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」を承認し、買収防衛策を継続してまいりましたが、その有効期間は平成28年(2016年)の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上、株主全体の利益の保護といった観点から、延長の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。

その検討の結果、平成29年(2017年)4月28日開催の当社取締役会において、本年(2017年)5月30日に開催を予定している定時株主総会において承認されることを条件として、現在のプランを一部修正・変更したうえで、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決定いたしました。なお、当該取締役会には、当社の監査等委員である社外取締役4名が全員出席し、いずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の承認が得られた場合には、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。ただし、有効期間満了前においても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議をもって廃止されるものとします。

主な変更点は、

- ① 中期経営計画の更新に伴う当社の企業価値向上のための取組みに関する変更
- ② 大規模買付者に追加情報の提供等を要請する場合の大規模買付者からの提供期限は当社取締役会が定めることになっているが、その提供期限を当社取締役会が追加情報の提供等を要請した日から最大60日とする旨を明記
- ③ 監査等委員会に移行済みであることによる監査役に係る記載の削除
- ④ その他所要の字句・表現の変更 などです。

なお、本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診および申入れ等は一切ございません。

平成29年3月31日現在の大株主の状況等は別紙1のとおりであり、株主は広く分布しております。

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（基本方針）

わが国の資本市場においては、株式を大規模に買い付け、その株式会社の財務および事業の方針の決定を支配し、自らの利益を最優先にかつ最大にすることを目的とする者がいます。このような目的を持つ大規模買付は、企業価値ひいては株主共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」と表記します。）を損なうおそれがあるものと言えます。

また、当社株式の大規模買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するとともに、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は棄損されることとなります。

外部者である買収者からの大規模買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択をするためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握し、買収者や買付についての情報を把握したうえで、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があるところ、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が棄損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を損ないあるいは有益とならない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能な者であるべきものと考えます。

また当社は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上することに対して障害となる事象を排除し、回避し、防衛していくことも、財務および事業の方針の決定を支配する者のあるべき姿勢と考えます。

大規模買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択をするための情報を収集し提供していくこと、および不適切な買収者による大規模買付に対して、本プランに従い適切に対処していくことも企業価値・株主共同の利益に資するものと考えます。

以上に掲げた事項を実現するために、財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉について十分理解し、常に企業価値向上のための施策を策定し計画的に実施するとともに、企業価値を損なうリスクを減少させ、内部統制を利かせた事業経営を継続して行っていくべきものと考えます。

II. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、カタログやECサイトなどの媒体を活用し、お客様に商品やサービスをご提供する通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としております。かかる企業価値・株主共同の利益の確保・向上は、すなわちお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様へ

の提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。これらの実現については、中長期的な視点に立った大胆かつ迅速な事業戦略を実行しなければならず、また、企業価値・株主共同の利益を創出するためには、ステークホルダーの利益をも考慮した安定的かつ継続的な企業経営が不可欠と考えます。

また、通販ビジネスの特性であるお客様情報の活用にあたっては、お客様の大切な個人情報や安全かつ適切に管理する体制の構築が不可欠であるとともに、通販ビジネスの運営にあたっては、掲載商品の企画・製造、カタログやECサイトの制作に始まり、新規会員の獲得やカタログの送付、お客様からのお問合せやご注文に基づく商品手配や配送、代金の回収までといった一連のフローに関するシステム連携が必須であり、これらを適切にオペレーションすることが通販ビジネスを行ううえで、最も重要なノウハウであるといえます。したがって、これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

2. 企業価値向上のための取組み

【経営方針】

当社グループは、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、お取引先様および株主様が、ともに満足を得られる経営を行います。

また、社会に貢献することを基本理念とし、信頼される企業になります。

【1】中長期的なビジョン

当社グループは、2007年から2009年までの中期経営計画における基本テーマを「破壊と創造」と銘打ち、大胆な構造改革に取り組み、また2010年から2012年までの3年間は「成長戦略構築の時代」と銘打ち、M&Aにより事業の多角化を進め、次の2013年から2015年までの3年間は「顧客獲得のための先行投資の時代」と銘打ち、シニア事業、健康食品事業、インターネット事業に多額の販促費を投入し、チャレンジしました。

そして、昨年2016年から始まった2018年までの3カ年の中期経営計画「みらい2018」では、「事業ポートフォリオと収益基盤の確立」と銘打ち、生協事業、インターネット事業、健康食品事業、ソリューション事業の各事業をしっかりと稼げる安定収益事業に育ててまいります。

当社グループは創業以来、「安心」と「信頼」に基づいた通信販売事業を通じ、時代の歩みとともに一歩先をゆくビジネスにチャレンジしてまいりました。

カタログ通販からECへの変革、ファッションからヘルシー&ビューティ商材の強化、スマートシニアや海外のお客様に向けた「お客様起点」のサービス向上、国内市場からアジアを中心としたグローバル市場への挑戦など、当社はグループの多様な商材・サービスを駆使して、「Direct Marketing Conglomerate」いわゆる「複合通販企業グループ」へと脱皮してまいります。

それはスクロールグループの新しい時代「みらい」を築くための成長戦略です。

【2】内部統制システムの利いたコーポレート・ガバナンス

当社は、2016年5月27日開催の当社取締役会において「株式会社スクロール コーポレ

ートガバナンス・ガイドライン」を定め公表しております。その第2条には、コーポレートガバナンスの基本が次のとおり定められています。

第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び企業理念）

1. 当社は、前条のコーポレートガバナンス方針を実践し、社会からの信頼に立脚した持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指し、次の社是及び経営理念に沿って、コーポレートガバナンスの拡充に取り組む。

【社是】

- 一、社会から信頼される企業であること
- 一、清く、正しく、美しく事業を行うこと

【経営理念】

当社は、事業の発展と社員の幸福を一致させるべく活動し、お客様、取引先及び株主が、ともに満足を得られる経営を行います。

社会に貢献することを基本理念とし、信頼される企業になります。

2. 当社は、社是及び経営理念を含み構成される当社役員及び従業員の行動準則である「スクロールフィロソフィー」を定めており、当社グループの構成員は全てこれを遵守する。

当社は、上記の社是、経営理念およびフィロソフィーを基本に置き、会社法第399条の13第1項第1号ハ「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）を整備し、内部統制システムを運用しています。その具体的内容は、上記の「株式会社スクロール コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定められており、これに沿ってコーポレートガバナンスの実効性を高め、企業としての社会的使命を果たすべく不断の取り組みを行ってまいります。

なお、通信販売事業の特性である個人情報の活用については、高度なセキュリティ対策等を実施し、安全かつ適切な管理体制の構築に、引き続き努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って継続されるものです。

本プランは、当社が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保するため、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」

といたします。) に対し、適切な対応を行うことを目的としております。

当社は当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありませんが、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきであると考えます。そして、その買収提案の最終判断のためには、株主の皆様に対して、大規模買付の目的や内容・買付後のビジョン等についての情報が提供され、またその検討に十分な時間が提供されることがたいへん重要であると考えます。加えて当社取締役会としての評価や意見を株主の皆様にご提供することも最終判断にとって極めて有効なものと考えます。

したがって、当社は大規模買付行為のルール（以下「買付ルール」といいます。）を定め、大規模買付を行おうとする者に対してその買付ルールを遵守することを要請するとともに、大規模買付者が買付ルールに反した場合の対抗措置や、買付ルールを遵守してもその目的や内容から判断してその買付が企業価値・株主共同の利益にプラスにならない場合の対処方法などを定める枠組みを設定することとします。

(注1) 特定株主グループとは、

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）または、
- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- ② 特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

2. 本プランの内容

(1) 買付ルールにおける手続き

① 意向表明書の提出

大規模買付者は、当社取締役会が別途承認した場合を除き、当社に対して、大規模買付行為を開始するに先立ち、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店所在地、代表者の役職および氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および大規模買付行為の概要を明示し、かつ以下の事項等に関する誓約文言等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で作成のうえ提出していただきます。

- (a) 意向表明書が買付ルールに基づく意向表明書として提出されるものであること
- (b) 大規模買付者は、買付ルールを遵守し、当社取締役会による検討期間（後記「2. 本プランの内容(1)⑤」において定義します。）が終了するまでの間、大規模買付行為を停止すること
- (c) 独立委員会の勧告を踏まえ、当社取締役会において対抗措置の発動が決議された場合、大規模買付者は大規模買付行為に関する提案の撤回を真摯に検討すること
- (d) 当社が必要と判断する場合に、後記「2. 本プランの内容(1)⑤」に定める大規模買付者による提案の概要等の開示に先立ち、大規模買付者から意向表明書が提出された事実その他大規模買付行為に関する情報につき当社が適切な情報開示を行うことに同意していること
- (e) 大規模買付者は、株式取引市場において混乱が生ずることを回避するため、当社取締役会が後記「2. 本プランの内容(1)⑤」に定める大規模買付者による提案の概要等の開示を行う時点、またはこれに先だち当社が大規模買付行為に関する情報開示を行う時点のいずれか早い時点までの間、大規模買付行為に関する一切の情報を秘密として保持すること（ただし、法令等で開示を義務付けられたものを除く。）

② 必要情報リストの交付

当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で作成された書面により提供を求めます。当社取締役会は、大規模買付者に対し、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく大規模買付情報のリストを、その回答の期限を定めて当該大規模買付者に対して交付します。大規模買付情報の一般的項目については、以下のとおりです。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（経歴または沿革、氏名または名称、資本構成、出資割合、主要業務、役員構成（役員の氏名及び略歴・過去における法令違反行為の有無等を含みます。）、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）

- (b) 大規模買付者およびそのグループの内部統制システムの具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- (c) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (d) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。))を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- (e) 大規模買付者の保有する当社株券等の保有割合および数
- (f) 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容ならびにそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- (g) 大規模買付行為の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません。))を含みます。)の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の担保・誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。)
- (h) 大規模買付行為の完了後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等(大規模買付行為完了後における当社事業または資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針ならびに資金調達の具体的内容
- (i) 大規模買付者と第三者との間の当社の株券等に関する合意および大規模買付者による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- (j) 経営権取得後3ヵ年の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠ならびに役員候補者およびその略歴
- (k) 大規模買付者と当社の主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- (l) 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- (m) 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性(なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (n) 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- (o) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的である

かを問いません。) およびこれらに対する対処方針

- (p) 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- (q) 代表者による、大規模買付者が提供する大規模買付情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生じせしめる記載または記載の欠落を含まない旨の宣誓
- (r) その他、当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

③ 大規模買付者に対する追加情報等の請求および大規模買付者との協議

大規模買付者から意向表明書の提出および大規模買付情報の提供を受けた場合は、当社取締役会は、速やかに意向表明書および大規模買付情報を独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、提出された意向表明書または大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、独立委員会の勧告を考慮したうえで、大規模買付者に対して、意向表明書に記載された誓約文言の追加もしくは修正または追加情報の提供(以下「追加情報の提供等」といいます。)を、適宜合理的な期限(追加情報の提供等を求めた日から最大60日)を定めて求めることができるものとします。ただし、当社取締役会は、大規模買付者の属性、大規模買付者が提案する大規模買付行為の内容、大規模買付情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報の提供等を要求しないものとします。なお、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めることとします。

また、当社取締役会は、必要かつ有益と判断する場合は、大規模買付者との間で、買収条件の改善により当該買収提案が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとなるよう、大規模買付行為に関する提案の条件について真摯に協議・交渉することができるものとします。当社取締役会は、大規模買付者により追加もしくは修正された意向表明書の誓約文言および大規模買付者から提供を受けた追加情報ならびに大規模買付者との協議の状況および結果を、独立委員会に対して速やかに提供します。

④ 独立委員会の招集・勧告等

当社取締役会は、本プランを適切に運用し、①大規模買付者が買付ルールを遵守したか否か、あるいは②買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値および株主共同の利益を守るため必要な対抗措置の発動または不発動の是非等の判断にあたって、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置していますので、その招集を各委員にさせていただくこととします。なお、独立委員会の委員は3名以上ですが、公正かつ中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外有識者または外部専門家等の中から選任します。独立委員会の概要については、別紙3をご参照ください。また、本プラン継続後の独立委員会の各委員候補者の氏名および略歴は別紙4をご参照ください。

当社取締役会は、その検討期間中、大規模買付情報ならびに大規模買付情報の当社取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手、検討して、①本プランの対象となる大規模買付行為への該当性、②大規模買付対抗措置の発動または不発動、③大規模買付対抗措置の中止、④株主意思確認総会（後記「2. 本プランの内容(1)⑥」において定義します。）の開催の是非、⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告します。独立委員会は、一旦当該勧告を行った後でも、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合など、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、再度検討を行い、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の実施または中止等（新株予約権の無償割当ての実施、新株予約権の無償割当ての中止および新株予約権の取得を含みます。）に関する勧告を行うことができます。

⑤ 大規模買付行為に関する情報の開示、検討および協議等

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、かかる事実を速やかに開示するとともに、大規模買付者が提出した意向表明書および提供した大規模買付情報は、株主の皆様への判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で開示します。

また、独立委員会の勧告を踏まえ、大規模買付者からの意向表明書の提出および大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社取締役会が相当と判断する時点において大規模買付者による提案の概要、以下に定める検討期間の開始日および終了日、その他当社の取締役会が相当と認める事項を株主の皆様へ適切に開示します。

当社取締役会は、上記検討期間等の開示日を開始日とし、大規模買付行為が当社株券等のすべてを対象として現金（日本円）のみを対象として行う公開買付である場合には開始日から60日間、大規模買付行為がこれ以外の行為である場合には開始日から90日間を検討期間（以下「検討期間」といいます。）として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報の内容を十分に検討し、大規模買付者の提案に対する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめるものとします。なお、当社取締役会は、意見を取りまとめるに当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉および協議を行うとともに、当社取締役会として、独立委員会および株主の皆様に対し、当社の事業および経営の方針等についての代替案を提示することができます。

なお、当社取締役会は、上記の検討および協議等にあたり、当社の費用で独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー、その他の専門家を含み、以下「アドバイザー等」と総称します。）の助言を求めることができるものとします。

当社取締役会は、検討期間内に大規模買付行為に対する意見を取りまとめるに至らない場合には、独立委員会が合理的と認める期間内（最大30日）にわたり検討期間を延長することができるものとします。ただし、検討期間の延長を決議した場合には、速やかに具体的な延長期間および当該延長の理由を開示するものとします。

⑥ 当社取締役会の決議と株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動・不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、(a)大規模買付行為の内容、時間的猶予、株主総会実務等の諸般の事情を考慮の上、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。その定足数等は会社法および当社の定款の定めに基づく株主総会に準じるものとし、詳細は当社取締役会において定めるものとします。）を開催することが必要であると判断する場合、または(b)独立委員会が対抗措置の発動に関して株主の意思を確認するべき旨の意見を付した場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会が開催された場合は、当社取締役会は、自ら責任をもって対抗措置発動の要否について判断し、その上で株主に対する説明責任を果たすとともに、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会または独立委員会が対抗措置の発動を否決する決議または発動してはならない旨の勧告をした場合には、対抗措置を発動しません。大規模買付者およびその特定株主グループは、当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うか、株主意思確認総会において対抗措置の発動にかかわる議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる買収提案であると判断した場合には、株主意思確認総会で株主の意思を問うまでもなく、直ちに対抗措置の不発動を決議するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動もしくは不発動に関する決議を行った場合、または株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(2) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、意向表明書および大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に対し反対の意見を有するに至った場合であっても、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、代替案を提示することにとどめ、原則として対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく棄損され、その結果大規模買付行為に対する対抗策をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、上記の検討および判断にあたっては、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。この対抗措置として、無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載のとおりです。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益が著しく棄損される大規模買付行為に該当すると

考えます。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の買付を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の買付を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付行為における当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の全株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うこと）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- (f) 大規模買付行為における当社株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、買付方法の適法性、実現可能性、買付後における当社従業員、顧客、取引先その他の利害関係者の処遇方針を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による支配権取得により、当社の株主の皆様はもとより顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく棄損するおそれがある、または当社の企業価値の確保および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく棄損するものであると判断される場合
- (i) 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (j) その他、(a)ないし(i)に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に著しく反すると認められる場合

なお、買付ルールが遵守されている場合における対抗措置の発動は、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が上記のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものとします。

当社取締役会は、対抗措置発動の是非について決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

② 大規模買付者が買付ルールを遵守しない場合

- (a) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、または大規模買付情報の提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合
- (b) 大規模買付者が当社取締役会の検討期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合
- (c) その他大規模買付者が買付ルールを遵守しなかった場合で、当社取締役会が買付ルールを遵守するよう書面で要請したにもかかわらず、速やかに違反状態が是正されない場合

以上の場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るために、対抗措置の発動を決議できるものとします。大規模買付者が買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、アドバイザー等の助言等を参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限に尊重いたします。

また、大規模買付者が十分な情報提供を行わない場合に、買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた必要情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されていないことのみをもって買付ルールの不遵守を認定することはしないものとします。

なお、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置発動の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

③ 対抗措置発動の停止等

当社取締役会が対抗措置の発動に関する決議を行った後に、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないとは判断する場合には、独立委員会の勧告およびアドバイザー等の意見を踏まえたうえで、対抗措置発動の停止または変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を含みます。）を行うことができるものとします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置の発動が適切でないとは取締役会が判断したとき（買付条件の引上げにより大規模買付者と当社取締役会が合意する場合を含みます。）には、当該新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けただうえで、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当て後においては、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止または変更を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

(3) 株主の皆様および投資家の皆様に与える影響

① 買付ルールの導入が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に影響を及ぼすものではありません。

買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なることがありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に与える影響

対抗措置を発動した場合、大規模買付者の法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性があります。それ以外の株主の皆様の法的権利または経済的利益に格別の損失が生じることは、想定しておりません。当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたって、適時に適切な開示をいたします。

もっとも、対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われる場合は、割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日に株主として株主名簿に記載または記録されていない株主の皆様に関しては、他の株主の皆様が新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるか、あるいはその取得と引換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性があります。

また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続きを行わない場合は、当該株主の皆様の1株あたりの株主価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続きを取った場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになり法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性はありません。(なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、大規模買付者および特定株主グループ等に該当しないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)

当社取締役会は、前記「2. 本プランの内容(2)③」に従い、対抗措置の発動の中止または変更として、新株予約権の無償割当ての中止または新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合は、新たな株式の発行は行われず、当社株式1株あたりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。しかしながら、当社が大規模買付者に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式が交付されることを前提として変動した取引価格にて当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(4) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として株主の皆様に対する新株予約権の無償割当てが行われた場合は、基準日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また

当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、当社取締役会が決定し、公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日までに株主名簿に記載または記録されている必要があります。なお、割当て方法、行使の方法、払込みの方法および当社による取得の方法等の詳細につきましては、対抗措置発動の当社取締役会決議後、株主の皆様に対し、相当な方法でお知らせいたします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会における決議の時から本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を経ることとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランおよび本プランに基づく独立委員会の委員への委任は、その時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、今後の法令の改正、司法判断の動向、当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関等の見解を踏まえ、本プランの変更が望ましいものと判断したときは、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の上場規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合などを含みます。）は、独立委員会の勧告を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更の場合における変更内容その他の事項について、すみやかに情報開示を行います。

IV. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではないことの説明

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が公表した平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものです。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を

可能ならしめ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルール、ならびに当社が発動しうる対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、買付ルールの内容ならびに対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3. 継続的な開示

本プランは、前記「Ⅲ 2. 本プランの内容(5)」に記載のとおり、当社取締役会により、関係法令の整備、他社の動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランについて随時見直しを行うこととしており、本プランにつき内容の修正、変更または廃止等を行った場合には、これらについて、速やかに株主の皆様を開示をします。

4. 株主意思の反映

当社は、株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、当社第66期定時株主総会(平成19年6月21日)において買収防衛策に関する事項について株主総会の決議事項とすることができる旨の定款変更を行うとともに、同総会においてかかる規定に基づいて、株主の皆様のご承認をいただいて導入しました。また、その継続についても、当社第67期定時株主総会(平成20年6月13日開催)、第70期定時株主総会(平成23年5月27日開催)および第73期定時株主総会(平成26年5月30日開催)において株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本プランを継続しています。今回の本プランの継続についても、平成29年(2017年)5月30日開催予定の第76期定時株主総会のご承認を条件としています。

また、前記「Ⅲ 2. 本プランの内容(5)」に記載のとおり、本プランにはその有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、今後の継続についても株主の皆様が意思が反映されるほか、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとしていますので、株主の皆様のご意向に従い廃止することが可能です。

さらに、株主の皆様は、本プランの廃止等の判断および大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断を行っていただくために、当社取締役会は、前記「Ⅲ 2. 本プランの内容(1)」に記載のとおり、大規模買付情報、その他の大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適時適切に開示することとしております。

5. 当社取締役会の判断の客観性・合理性が確保されていること

本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地をできる限り排除しております。

また、本プランにおいては、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

さらに、本プランにおいては、客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があり、また当社取締役会にかかる独立委員会の勧告を最大限尊重し

なければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランにおいては、当社取締役会が対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための透明な運営が行われる仕組みが確保されているものと考えます。

6. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前記「Ⅲ 2. 本プランの内容 (5)」において記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役の任期規制に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としており、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（当社取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

(別紙1)

【当社の大株主の状況】

(平成29年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数(株)	発行済株式数に対する出資比率(%)
丸紅株式会社	2,841,600	8.4
スクロール取引先持株会	1,893,641	5.6
株式会社静岡銀行	1,261,917	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,211,500	3.6
スクロール従業員持株会	1,052,640	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	634,400	1.9
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	562,400	1.7
モリリン株式会社	550,754	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	547,600	1.6
日本生命保険相互会社	543,229	1.6

(注) 1. 出資比率は、自己株式(295,293株)を控除して計算しております。また、小数点第2位を四捨五入しております。

2. スクロール取引先持株会は信和会から名称が変わりました。

3. 当社役員等の出資比率は、約1.0%となっております。

【所有者別状況】

(平成29年3月31日現在)

所有者区分	株式数(株)	比率(%)	株主数(人)	比率(%)	
政府・地方公共団体	0	0.0	0	0.0	
金融機関	銀行	1,961,917	5.7	3	0.0
	信託銀行	4,172,048	12.2	16	0.1
	生命保険会社	1,152,761	3.4	9	0.0
	損害保険会社	343,403	1.0	2	0.0
	その他金融機関	600	0.0	1	0.0
	小計	7,630,729	22.2	31	0.1
金融商品取引業者	606,154	1.8	27	0.1	
その他の法人	7,922,621	23.1	313	1.2	
(うち証券保管振替機構)	100	0.0	1	0.0	
外国法人等	4,088,379	11.9	103	0.4	
(うち個人)	2,001	0.0	16	0.1	
個人・その他	13,777,474	40.1	24,769	98.1	
自己名義株式	295,293	0.9	1	0.0	
合計	34,320,650	100.0	25,244	100.0	

(注) 各比率は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当て方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（原則として1株とする。以下「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込みをなすべき額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ。なお、詳細は本文5頁注1「特定株主グループとは」に記載のとおり。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株券等を取得または保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下「特定株主等」と総称する。）ではないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること、または当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または特定株主等以外の株主（以下「一般株主」という。）が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、一般株主が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権1個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以 上

独立委員会の概要

1. 設置 独立委員会は当社取締役会の決議により設置されるものとする。
2. 構成員数 独立委員会の構成員数は、3名以上とする。
経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者、外部専門家等の中から当社取締役会が選任した者により構成されることとする。
3. 任期 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 決議要件 原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
5. 第三者の助言 適切な判断を確保するため、審議・決議に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営者から独立した第三者（弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザー、その他の専門家）から助言を受けることができる。
6. 審議・決議事項 独立委員会は、以下の各号について審議・決議し、当該内容を理由とともに当社取締役会に対して勧告するものとする。独立委員会は対抗措置の発動・不発動に関して、必要あると判断したときは、株主の意思を確認すべき旨の意見を付すことができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。
 - (1) 買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
 - (2) 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
 - (3) 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - (4) 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の比較検討
 - (5) 大規模買付者が買付ルールを遵守したか否かの判断
 - (6) 対抗措置発動の要否および内容(新株予約権無償割当てを含む。)
 - (7) 対抗措置発動の停止または変更・廃止
 - (8) 本プランの維持・修正または変更・廃止
 - (9) その他買付ルール、対抗措置、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、当社取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項
7. 取締役会への勧告 各委員は、上記6の勧告を行うにあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以上

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。いずれの委員とも、役員の委任以外に当社との資本関係・取引関係はありません。

村瀬 司 (むらせ つかさ)	
昭和40年6月	出生
平成2年4月	アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア株式会社) 入社
平成7年7月	朝日監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
平成10年1月	朝日アーサーアンダーセン株式会社入社
平成14年8月	KPMGコンサルティング株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社) マネージングディレクター
平成18年11月	アティナー株式会社取締役
平成21年3月	株式会社KPMG FASディレクター
平成21年9月	株式会社KPMG BPA (現 株式会社KPMG FAS) マネージングディレクター
平成23年3月	株式会社ビズイット代表取締役
平成24年5月	当社社外監査役
平成25年2月	株式会社フュージョンズ代表取締役社長
平成25年4月	シナジェティック・コンサルティング株式会社プリンシパル
平成28年5月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
平成29年2月	株式会社フュージョンズ取締役 (現任)
越淵 堅志 (こしぶち けんじ)	
昭和25年12月	出生
昭和45年4月	横浜生活協同組合 (現 生活協同組合かながわ) 入職
平成2年6月	生活協同組合コープしずおか理事 兼務 生活協同組合ユーコープ理事
平成3年6月	静岡県生活協同組合連合会理事
平成8年6月	生活協同組合コープしずおか専務理事 兼務 静岡県生活協同組合連合会専務理事
平成12年6月	生活協同組合コープしずおか理事長 兼務 生活協同組合ユーコープ理事長
平成13年6月	日本生活協同組合連合会監事
平成15年6月	静岡県生活協同組合連合会会長 兼務 日本生活協同組合連合会常任監事
平成17年6月	日本生活協同組合連合会理事
平成21年6月	日本生活協同組合連合会常勤監事

平成28年 5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

宮部 貴之（みやべ たかゆき）

昭和26年 8月 出生

昭和50年 4月 住友商事株式会社入社

昭和61年 9月 住商オットー株式会社（現 オットー・ジャパン株式会社）出向

平成12年 5月 住商オットー株式会社取締役（商品部門担当）

平成13年 5月 エディー・バウアー・ジャパン株式会社代表取締役社長

平成19年 2月 住商オットー株式会社代表取締役会長兼社長 兼務 エディー・バウアー・ジャパン株式会社代表取締役会長

平成24年 11月 株式会社L&Sコーポレーション代表取締役社長

平成28年 5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

鈴木 一雄（すずき かずお）

昭和29年 3月 出生

昭和51年 4月 株式会社静岡銀行入行

平成12年 6月 同行理事経営企画部東京事務所長

平成13年 6月 同行理事清水支店長

平成15年 6月 同行執行役員東京支店長

平成16年 10月 同行常務執行役員西部カンパニー長

平成19年 4月 同行常務執行役員中部カンパニー長

平成22年 6月 同行専務執行役員中部カンパニー長

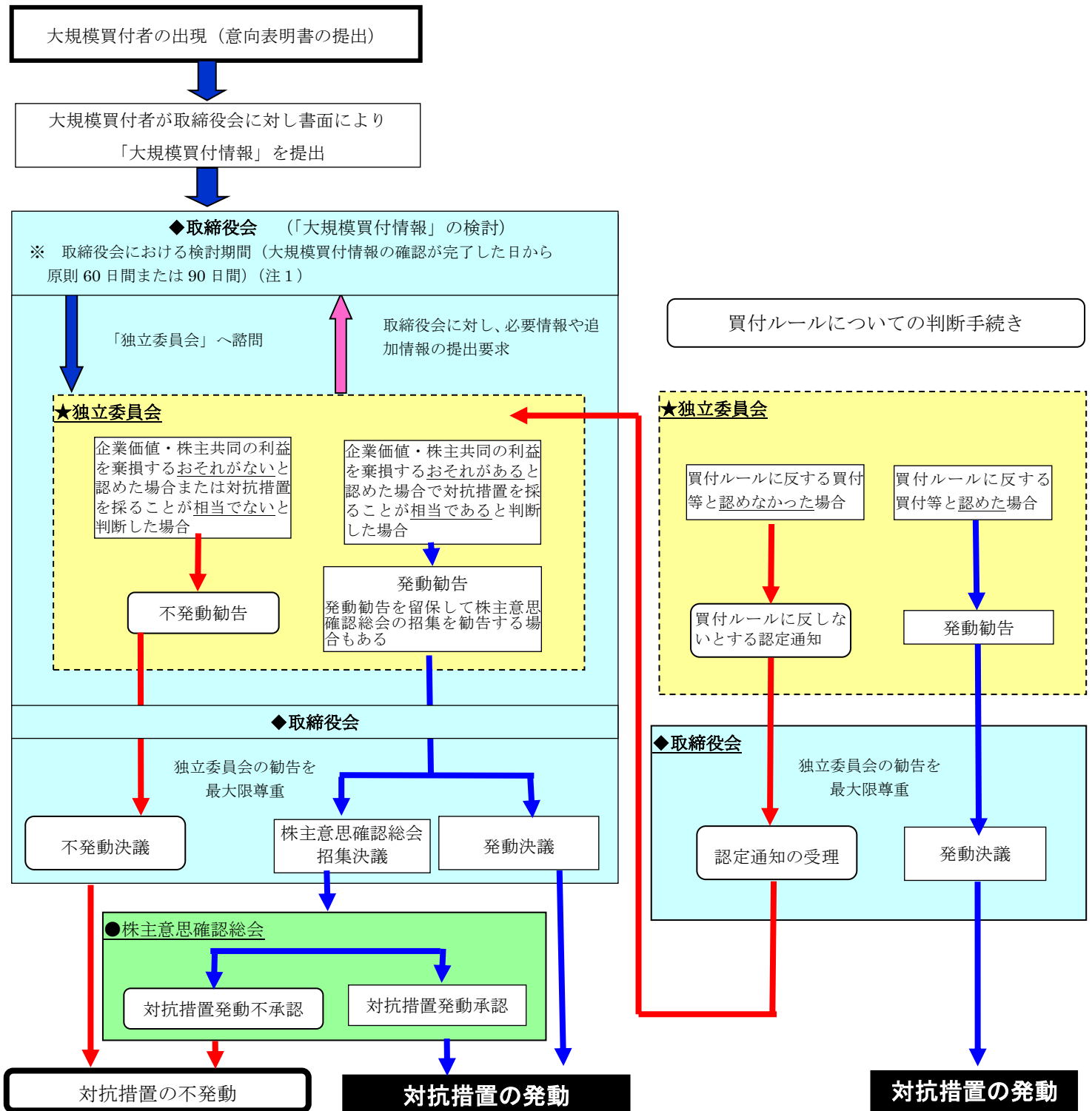
平成23年 6月 一般社団法人静岡経済研究所理事長（現任）

平成28年 5月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

なお、各委員は平成29年（2017年）5月30日開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様より本プランの継続をご承認いただくことを条件として、同日から就任することになります。

以 上

大規模買付行為に関する対抗策（買収防衛策）の発動等に関するフロー図



(注) 1. 株主総会を開催する場合などにおいて、取締役会の検討期間を延長することについてやむを得ない事情があるときには、90日間または120日間以内となることがあります。
 2. 本プランの詳細につきましては、本文をご覧ください。